

社会福祉法人宝成会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人宝成会（以下「当法人」という）定款第9条および第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 理事長については、報酬を支給する。
- (2-1) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

(理事長の報酬等の算定方法)

第3条 理事長に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第2に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、支給しないものとする。

(補則)

第11条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、令和元年7月1日より施行する。

別表 1 (常勤役員等の報酬)

役 職 名	報 酬 額
理事長	月額 400,000円

別表 2 (非常勤職員の報酬)

(1) 評議員

	日 額
評議員会への出席	10,315円
交通費	実費*1

(2) 理事

	日 額
理事会への出席	10,315円
交通費	実費*1

(2) 監事

	日 額
理事会への出席	10,315円
施設の内部監査及び行政監査の立ち会った場合	30,948円
交通費	実費*1

*1 : 実費として旅費規程の通り 1km=20円として算出し距離は、パソコンのナビで計算して算出する。

電車、バス等の運賃、高速代金は、実費計算する。